生ごみ堆肥化で甲賀流エコライフを

市では、市独自の取り組みとして、「生ごみ堆肥化循環システム」を実施しています。

現在、市内8，500世帯以上のご家庭で、すでに取り組んでいただいています。

ご家庭から出される燃えるごみのうち、4割が生ごみといわれています。

生ごみを堆肥化すると、焼却施設で焼却する量が減り、施設が長く使えるだけでなく、地球温暖化の原因といわれる二酸化炭素の発生量を減らすことが出来ます。ぜひ、この機会に参加をご検討ください。

◎参加方法

❶ フタ付の容器（バケツ）を1個、用意してください。容器購入には補助制度がご利用いただけます。

❷ 週に1回・1袋、市が配布する種堆肥をお持ち帰りください。

❸ はじめに容器の底に種堆肥を2㎝厚程度敷きます。

1日分の生ごみを水切り後、容器に入れます。投入した生ごみが隠れる程度（約1㎝）の厚さに種堆肥をかぶせます。

この作業を繰り返し、生ごみと種堆肥のサンドウィッチを作ります。こうすることで、生ごみの腐敗臭が無くなり、発酵が進みます。（図※）

❹ バケツに溜まった生ごみは、ごみ集積所に常設してある回収ボックスに出してください。24時間、いつでも出していただけます。

❺ 週2回、回収した生ごみは、処理施設で2か月かけて堆肥にします。出来た堆肥は種堆肥として参加者の皆さんのもとに配布します。

●甲賀市生ごみ堆肥化循環システム

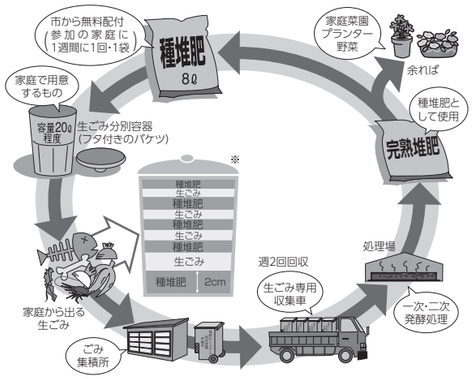

焼却するしかなかった生ごみが、種堆肥に生まれ変わり、参加者の皆さんの手元に戻ることで、資源として無駄なく循環しています。

■参加いただくとこんなにメリットがあります

①燃えるごみが減り、ごみ袋代が節約できます。

②余った種堆肥は、肥料としてガーデニングや家庭菜園に使うことが出来ます。

③燃えるごみ袋から生ごみの嫌な臭いも出ません。集積所で動物に荒らされるなどの被害が減ります。

④いつでも、ご家庭のペースに応じて生ごみを捨てることが出来ます。

◎参加申し込み方法

❶ **生ごみ堆肥化に既に取り組んでいる集積所の場合**

ごみ集積所の管理者（区長・組長さんなど）に参加を申し出てください。管理者の方は、市役所・各地域市民センターへ、参加者の追加申し込み手続きをお願いします。

❷ **新たに生ごみ堆肥化に取り組んでいただくごみ集積所の場合**

堆肥化に参加されるご家庭が5軒以上あれば、集積所に回収ボックスを設置します。

集積所の管理者からの申し込みとなりますので、管理者の方にお申し出ください。申し込み手続き後、2週間程度で集積所に回収ボックスと種堆肥を配布します。生ごみの回収は燃えるごみの回収日と同じです。

参加者の方からの声

前田シト江さん（土山町）

約4年前から生ごみ堆肥化循環システムに参加しています。

思ったより簡単で生ごみの臭いもなくなりました。また、燃えるごみの袋の使用枚数も減りました。家では余った種堆肥を使ってプランターで花を育てています。

※市では、「生ごみ堆肥化循環システム」の内容や参加方法について説明する出前講座を行っています。是非ご利用ください。

問い合わせ
生活環境課　☎65-0690　Fax63-4582

ご注意ください!!

ポリオワクチンの接種場所が変わりました

ポリオ予防接種は医療機関で受けてください

予防接種法の省令の改正により、9月から生ポリオワクチンから不活化ポリオワクチンに変更されます。それにともない集団接種から個別接種（医療機関での接種）に変更になりました。9・10月に予定していました各保健センターでの集団接種は中止します。

ポリオはポリオウイルスが人の口の中に入って、腸の中で増えることで感染します。ポリオウイルスに感染すると、手や足にまひが現れること（小児まひ）があり、そのまひは一生残ってしまうことがあります。小児まひを予防するために、ポリオワクチンの定期接種が予防接種法によって定められています。

現在、日本では野生（ワクチンによらない）ポリオ患者の発生はありませんが、海外から輸入される可能性や、ポリオに対する免疫を持たない人が増えると流行する恐れがあることから、予防接種は必要です。

★接種対象者：生後3か月～7歳6か月未満で生ポリオワクチン2回の接種がまだ済んでいないお子さん

★基本の接種回数と方法

【初回】 1回目 → 20日以上 → 2回目 → 20日以上 → 3回目 → 6か月以上 → 【追加】

※1回目と2回目及び2回目と3回目の間は20日～56日の間隔で接種することが望ましい

		ポリオワクチンを受けたことがない人	生ポリオワクチンを1回受けたことがある人	任意で不活化ポリオワクチンを受けたことがある人
接種回数		4回	3回	4回から受けた回数を差し引いた残りの回数（注1） 例）任意で1回接種→残り3回接種
接種方法	初回	20日以上の間隔をおいて3回接種	20日以上の間隔をおいて2回接種	20日以上の間隔をおいて残りの回数を接種
	追加	初回接種終了後6か月以上の間隔をおいて1回接種（注2）		

注1）海外等で不活化ワクチンを接種した人については、医師の判断と保護者の同意に基づき、4回の不活化ポリオワクチンの接種のうち、一部の回数の接種を終えたものとみなすことができます。

注2）追加接種は現在国内臨床試験を実施中のため、定期接種には含まれません。4回接種の有効性・安全性が確立でき次第、追加接種として定期接種に含まれるようになります。

★接種に使用する予診票について

現在お渡ししている生ポリオワクチンの予診票は使用できません。対象の方に通知配布する不活化ポリオワクチンの予診票を使用してください。予診票がお手元に届かない場合は、健康推進課へご連絡ください。

★予防接種を受けることができる医療機関

市の実施する乳幼児定期予防接種実施医療機関で実施します。予約方法等については、市ホームページを確認されるか、健康推進課へお問い合わせください。（診療に差し支えますので、各医療機関へ予約以外のお問い合わせは控えてください。）

問い合わせ
健康推進課　母子保健係
☎65-0736　Fax63-4591

「いつまでもお元気で」の思いをこめて

～市の高齢者福祉事業～

老人福祉法で9月15日を「老人の日」と定められ、老人週間は9月15日から同21日までとされています。今年は9月17日が敬老の日です。この機会にあらためて高齢者の方々を敬愛しましょう。

市では次の事業を実施します。

◆敬老金事業

9月15日現在、市内に引き続き1年以上居住している満80歳以上の方へ3，000円を支給します。

◆長寿をたたえる事業

9月15日現在、市内に引き続き1年以上居住している満88歳または満99歳の方へ記念品を贈呈します。

問い合わせ
長寿福祉課　高齢者支援係
☎65-0696
Fax63-4085